Brain Trust News

2010 年 3 月 1 日 vol.4

---定期同額給与---

役員給与の全額が損金に算入される要件の１つとして『定期同額給与』があります。期中において役員給与の増額・減額を検討される場合には、その改定の時期に注意が必要になります。

① 増額(減額)改定（期首から 3 カ月を経過する日までに増額(減額)の改定をした場合）

② 増額改定（3 月決算法人・11 月に役員給与を増額した場合）

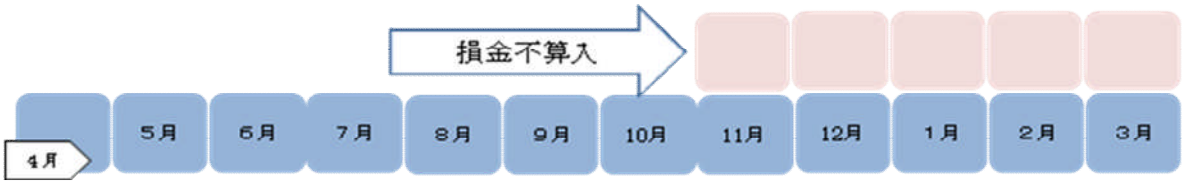

③ 減額改定（3 月決算法人・9 月に役員給与を減額した場合）

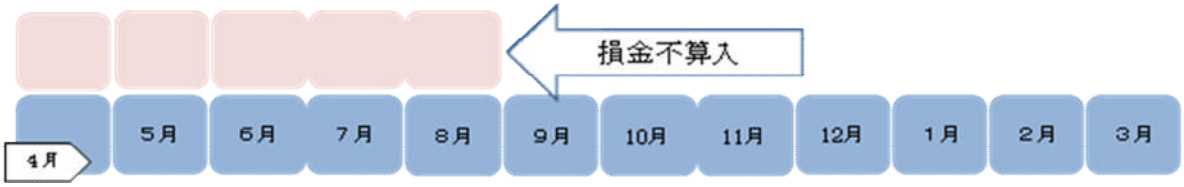

しかし、上記②③のような場合でも理由によっては損金算入が認められる場合があります。

『臨時改定事由』

役員の職制上の地位の変更・職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事由がある場合

『業績悪化改定事由』

経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由がある場合（一時的な資金繰りの悪化や業績目標未達などは該当しません）

いずれの理由による改定においても、議事録などの書類を保管することにより、事情を具体的に説明できるようにしておく必要があります。